

郡上市全域が過疎地域に指定

これからも安心して暮らせる地域を目指して

(令和4年4月1日)

過疎地域とは

過疎地域とは、昭和30年代以降、高度成長により、地方から都市部への大幅な人口移動が起きたことで、都市部では人口が集中する過密が生じる一方で、地方では人口減少が続ぎ、地域コミュニティや防災、医療、産業の担い手不足など、基礎的な生活条件や生産機能を維持することが困難となる「過疎化」が進んでいる地域を指します。

過疎地域が果たす役割

過疎地域は日本の国土の半分以上を占める豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市部への食料・水・エネルギーの供給や国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。このように過疎地域が果たしている多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。また、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、テレワーク等の普及により地方への移住者が増加する傾向が見受けられ、過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きいといえます。

過疎対策

こうした過疎地域における住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生か

した個性のある魅力的な地域づくりを進めるとともに、森林や農地、農山漁村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域が国土の保全・水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活に必要な役割が果たせるよう「過疎対策」が行われています。

昭和45年以来、5次にわたる議員立法として制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられ、産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果を上げてきています。しかし、依然として人口減少と著しい高齢化に直面し、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体制の弱体化など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増しており、引き続き過疎地域の持続的発展のための取組みが必要です。

過疎地域においては、産業の振興や、移住・定住の促進、集落の維持・活性化等、それぞれの地域の実状を踏まえた取り組みを行うため、各過疎市町村の市町村計画が策定され、これに基

づき、それぞれの過疎地域において主体的な地域づくりが展開されています。

郡上市の過疎の経過

本市では、4次となる「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、人口減少が著しい明宝地域と和良地域が過疎地域に指定され、様々な過疎対策を講じてきました。

令和3年4月には5次となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、新たな過疎対策がスタートしました。この新法では過疎地域の指定要件が見直され、本市では明宝地域、和良地域に加え、新たに八幡地域と美並地域が過疎地域に指定されました。なお、新法の目的を踏まえ、市町村計画である「郡上市過疎地域持続的発展計画」を令和3年9月議会の議決を経て策定しました。

令和4年4月1日からは令和2年国勢調査結果を踏まえ、過疎地域に異動がある市町村について公示があり、本市は全域が過疎地域に指定されました。このことにより、新たに大和、白鳥、高鷲地域が過疎地域に含まれたため、現行の「郡上市過疎地域持続的発展計画」を見直し、計画を変更します。

郡上市が過疎地域となった経緯

本市の全域が過疎地域となった経緯については、令和2年国勢調査結果において、過疎地域の指定要件となる人口減少率の対象期間が、昭和50年～平成27年の40年間から昭和55年～令和2年の40年間に見直され、人口要件の25%以上減少に該当したことによるものです。

これは、平成27年国勢調査結果から令和2年国勢調査結果の人口減少率が3,093人であり、人口減少率は7.3%で前回の減少率5.4%に比べ高くなっていることが大きな原因です。

なお、過疎地域の指定は、施行時点の市町村単位のほか、合併前の旧市町村単位でも行われます。地域別(旧町村別)の人口減少率を見ると、令和3年度において過疎地域となっていた旧4町村では、八幡33%、美並27%、明宝39%、和良43%と、高い減少率となっておりますが、残りの旧3町村は、大和15%、白鳥18%、高鷲15%と、20%未満で他の地域に比べ低く、旧町村単位では過疎地域の要件に該当しませんが、令和4年度からの基準では郡上市全体で過疎の要件に該当したことから対象となりました。

全国の半数以上が過疎地域に

令和4年4月1日付で、令和2年国勢調査の結果を踏まえて新たに過疎地域が追加されたことで全国855自治体が過疎関係市町村となりました。これは、全国の市町村数の51.5%に当たり、初めて5割を超えました。(国土面積では63.9%)

※令和3年4月1日時点:820自治体(47.7%)

【過疎地域の主な要件】

過疎地域の指定を受けるためには人口要件と財政力要件の2つを満たす必要があります。

過疎地域指定による不利益はありません

今回、人口が著しく減少していることで市全域が過疎地域に指定されましたが、これによって何かを制限されるなどの不利益が生じることはありません。むしろ、過疎地域からの脱却に向け、今後本市が行う取組み（過疎対策事業）を円滑に実施するための財政措置として、元利償還に要する経費の70%を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することができる「過疎対策事業債」の活用や、国からの補助金の嵩上げなどの各種支援を受けることができます。

＜支援の具体例＞

大和4小学校の統合に伴う校舎改築⇒国庫補助率50%から55%に嵩上げ

郡上偕楽園の移転に伴う施設建設⇒一定の範囲で過疎対策事業債の活用

※新たに過疎地域に含まれる大和、白鳥、高鷲の3地域の道路や施設建設、ソフト事業について、明宝、和良、八幡、美並地域と同様に過疎対策事業債が活用できます。

要件	指標	令和3年4月1日	令和4年4月1日
人口要件	長期要件①	人口減少率(長期40年間) S50~H27	人口減少率(長期40年間) S55~R2
		基準値 28%以上減少 23%以上減少 ※財政力指数が人口減少団体平均0.4以下の場合	基準値 30%以上減少 25%以上減少 ※財政力指数が人口減少団体平均0.4以下の場合
	中期要件	人口減少率(中期25年間) H2~H27	人口減少率(中期25年間) H7~R2
財政力要件	財政力指数	直近3カ年(H29~R1)の平均	直近3カ年(H30~R2)の平均
		基準値 0.51以下	基準値 0.51以下
適用地域		●人口要件：中期要件 (八幡・美並・明宝・和良) ●財政力要件：該当	●人口要件：長期要件① (市全域) ●財政力要件：該当

郡上市は財政力指数が0.31のためこちらに該当

人口要件はいくつかの指標の1つに該当すれば対象

人口要件は、この2つのほか、長期要件②があります

財政力が弱い自治体に配慮し、基準値から5ポイントを控除

令和4年度からは市全体で過疎地域要件に該当

持続的発展のために取組む事項

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
2. 産業の振興
3. 地域における情報化
4. 交通施設の整備、交通手段の確保
5. 生活環境の整備
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進
7. 医療の確保
8. 教育の振興
9. 集落の整備
10. 地域文化の振興等
11. 再生可能エネルギーの利用の推進
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項



本市は清流長良川、和良川等に沿った豊かな自然、地域固有の歴史、伝統文化等の地域資源を有しています。地域住民は、これらの恵みや資源を活用した産業の振興に努め、伝統文化を継承し、地域の暮らしを守り続けてきました。また、人口減少や少子化、高齢化等による過疎化が進む中で、生き生きと暮らし続けられる地域を目指し、住民が自ら考え行動する魅力ある地域づくりとともに、都市部との交流の活性化による移住・定住等を推進してきました。

今後も続く人口減少、若者の市外流出等による様々な分野の担い手不足や産業の衰退、都市部との格差等を解消し、地域を持続的に発展させるため、「小さな拠点とネットワーク」の観点による個性あふれる地域づくりを推進します。また、日常生活における利便性の向上による地域格差の解消を目指して、道路交通網、社会生活環境等の生活インフラの整備やICT・デジタル技術の活用などを進めるとともに、子育て・教育環境の充実や生涯学習の推進、福祉・医療体制の確保や買い物支援など、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域を目指します。

持続的発展を目指して
ずっと郡上
もっと郡上